

令和8年9月14日
総務部人事課

報道関係者 各位

職員に対するカスタマーハラスメント対策について

近年社会問題化するカスタマーハラスメントについて、労働施策総合推進法の改正により、令和8年10月から、事業主に対してカスタマーハラスメント対策が義務化されることになります。

県としましても、職員が安心して業務に従事できる職場環境を整え、カスタマーハラスメントに組織として対応することで、県民の皆様に安定的で質の高い行政サービスを継続的に提供するため、カスタマーハラスメント防止に関する指針等を策定し、対策を進めてまいりますので、お知らせいたします。

【問合せ先】

総務部人事課 課長補佐 野川
電話：023-630-3027

[広報監]総務部次長 早坂